



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目																														
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																														
1	4/1	新聞購読料 (読売新聞)	案分率																												
			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:80%;">共通案分率</td> <td style="width:20%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="border: 2px solid black;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明																					
共通案分率	50%																														
	25%																														
それ以外の案分	100%																														
案分の説明																															
 領 収 書																															
区域012 全戸 0032 お問合せNo 17799																															
お名前 齊藤 真大 様																															
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>																															
5年 4月分																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">銘 柄</th> <th style="width:10%;">部 数</th> <th style="width:10%;">単 価</th> <th style="width:10%;">消 費 税</th> <th style="width:10%;">合 計</th> <th style="width:40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 読売朝刊 (消費税込)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">3,888</td> <td style="text-align: right;">312</td> <td style="text-align: right;">4,200</td> <td rowspan="3">◇左記の通り領収しました</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right; font-size: 1.2em;">4,200 円</td> <td>領収日 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>				銘 柄	部 数	単 価	消 費 税	合 計		1 読売朝刊 (消費税込)	1	3,888	312	4,200	◇左記の通り領収しました	2					3					合 計				4,200 円	領収日 年 月 日
銘 柄	部 数	単 価	消 費 税	合 計																											
1 読売朝刊 (消費税込)	1	3,888	312	4,200	◇左記の通り領収しました																										
2																															
3																															
合 計				4,200 円	領収日 年 月 日																										
ご購読ありがとうございます。 今後とも宜しくお願い致します。																															
読売センター川西 兵庫県川西市小戸2-5-8		Tel.072-759-3823																													
																															
<input type="checkbox"/> 領収証は別途 (-) に添付)																															
<input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである																															

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目											
2	4/2 事務所家賃	<table border="1"><tr><td data-bbox="1072 383 1289 472">共通案分率</td><td data-bbox="1289 383 1401 472">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1072 472 1289 517"></td><td data-bbox="1289 472 1401 517">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1072 517 1289 562">それ以外の案分</td><td data-bbox="1289 517 1401 562">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1072 562 1401 1025">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1072 1025 1401 2089">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率												
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (ー) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである</p>												



事業用建物 賃貸借契約書

貸主

[Redacted]

借主

齊藤 真大 様

宅地建物取引業者 都市住建(株)

建物賃貸借契約書（事業用）*

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ONLYONE柴町 1階店舗・事務所
所在地（住居表示）	兵庫県川西市柴町1-15
構造・規模	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建
用途	事務所
契約面積	1階部分 25.98㎡

(2) 使用目的

県会議員事務所及び選挙事務所

(3) 契約期間

始期	令和4年10月8日 から	2年間	
終期	令和6年10月7日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 132,000円（税込価格12,000円・税率10%）		
共益費（管理費）	月額 -円（内消費税等-円・税率-%）		
保証金（敷金）	0円		
保証金（敷金）の償却・数引	-円		
礼金	360,000円		
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を 毎月末日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名 ・支店名		口座種別 普通
	口座番号		口座名義人 ・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	ワイエデュケーション合同会社	電話	
	住所	兵庫県明石市大久保町高丘三丁目3番地の1		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,168,000円
-----	------------

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	日本セーフティー株式会社	電話	078-327-4500
	所在地	兵庫県神戸市中央区京町79 日本ビルヂング7階		
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 (1) 第8号		

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/> 円
--------	-------------------------------	-----	----------------------------

特約条項

- ・本物契約期間中の事業ごみの排出については、本物件敷地内のごみ置き場への排出は禁止するものとし「一般廃棄物収集運搬許可業者」による回収を借主にて手配するものとする。尚、回収に掛かる費用は借主負担とする。
- ・借主は、本物件の造作に際し本契約書契約条項第14条を遵守するものとする。
- ・本物件の内装工事の際、騒音又は振動を伴う工事を行う場合は、事前に近隣住民へ【日時・期間・工事内容】等の詳細を告知し理解を得た上で施工するものとする。
- ・本契約期間中の借主による造作に関連する費用の全部又は一部を貸主に対し一切取り請求をしないものとする。
- ・本物件でのペットの飼育、預り、持込みは禁止するものとする。
- ・本契約期間中は、貸主指定の火災保険(借家人賠償責任付)に継続加入要とする。
- ・本契約期間中は、貸主指定の賃貸保証会社に継続加入要とする。また、加入している保証会社が破綻し賃貸保証委託契約が解除になった際は、借主の負担で貸主指定の賃貸保証会社に加入するものとする。
- ・本契約開始日より1年以内で解約の場合、借主は短期解約違約金として賃料2ヶ月分(税込)を貸主へ退去日までに支払うものとする。
- ・2022年10月8日より2022年10月31日までの日割賃料102,192円(税込)は免除するものとし、2022年11月1日より賃料発生するものとする。但し賃料発生日より1年以内で解約の場合、借主は免除された日割賃料相当額を貸主へ退去明渡日までに支払うものとする。
- ・本物件の引渡しはスケルトンでの現状渡しとし、本契約解約時は引渡し時と同等な状態で返還するものとする。
- ・家賃・決済金等借主に支払義務のある金銭の振込み及び引落手数料については借主(入居者)負担とする。
- ・TV受信対策、電話引込工事、インターネット使用、CATV等にかかる諸費用や受信料は入居者負担とする。
- ・本物件における騒音振動など住居者間のトラブルは、当事者間にて解決するものとし貸主及び管理者や仲介業者はその責に任じないものとする。
- ・契約および解約時の賃料等の計算は次の通りとする。
 1. 契約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、引渡し日をもって日割り計算する。
 2. 解約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、日割り差し戻しはしないものとする。

以下余白

不動産賃貸借契約条項

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署（記）名押印の上、各自その1通を保有する。

24年 9月 5日 (契約の締結)

貸主 (住所) [Redacted]
(氏名) [Redacted] (電話番号) [Redacted]

借主 (住所) [Redacted]
(氏名) [Redacted]

連帯保証人 (住所) [Redacted]
(氏名) [Redacted] (電話番号) [Redacted]
(極度額) [Redacted]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士
取引態様 媒介 代理
免許証番号 兵庫県知事(6)第 [Redacted] 号
事務所所在地 [Redacted]
(取引営業所)
商号 [Redacted]
代表者 [Redacted]
登録番号 (兵庫) [Redacted] 号
宅地建物取引士 山本 [Redacted]

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 媒介 代理
免許証番号 兵庫(3) [Redacted]
事務所所在地 [Redacted]
商号 [Redacted]
代表者 [Redacted]
登録番号 奈良 第 [Redacted] 号
宅地建物取引士 [Redacted]

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)
第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)
第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するのとおりとします。

(賃料)
第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。
2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
三 近傍同種の建物の賃料と比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)
第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。
2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)
第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。
2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることができる。請求することができません。
4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金債却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)
第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)
第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(8)の更新料額の設定があるときは、頭書(8)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)
第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。
一 本物件内の水道光熱費
二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税率)

第10条 借主は、貸主に對し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が賃主に支払うべきもの（以下「賃料等」といいます。）で、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税率を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとし、

(債務遅延損害金)

第11条 借主が賃主に對し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。ただし、借主は当該損害金の支払により賃主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および管理受託人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
一 自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれら者の支配下にある者ではないこと
二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または借金を毀損する行為
2 借主は、賃主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。
2 借主は、賃主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、事業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為）により賃主の変更を含みま（。）し、または転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
3 借主は、賃主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
四 本物件を、特殊作戦の用に供すること
五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
六 衛生上有害となる行為を行うこと
七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
九 本物件内に危険物を貯蔵すること
十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑を及ぼす行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により賃主の承諾を得ることとします。
一 本物件内の間仕切り、建具および造作の新設または変更
二 照明灯の増設・移転、通信回線の引き込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
三 金庫その他貴重物の搬入搬出
四 看板および広告設備の設置
五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
2 借主は、前項の工事を行う場合には、賃主の指定もしくは承認する工事業者により、賃主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
4 借主の費用により新設・付加した設備・付属品等は、設備等に取替される公租公課は、宛名・名称の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
2 前項の修繕を実施する場合、賃主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・借受人等の借主の関係者は、賃主または賃主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、また賃主は賃主に對し、当該修繕等の工事の実施によって生ずる損傷の賠償を請求することはできないものとし、
3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発生した場合に、賃主に速やかに通知しなければなりません。
4 借主は自己負担または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとし、なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は賃主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を賃主に支払うものとし、

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・借受人等の借主の関係者の故意または過失により、賃主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとし、
2 前項の者の行為による損害について、賃主が利益を失った場合および賃主の名称・借名が書かれた場合において、前項の定めと同様とします。

(管理規程等の遵守)

第17条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守することとし、賃主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑にならないものとし、更新後遅滞なく保険を加入し、その保険証券の写しを賃主に提出するものとし、
2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならぬものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを賃主に提出するものとし、

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、賃主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを賃主に提出するものとし、
2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならぬものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを賃主に提出するものとし、

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに賃主に書面により通知しなければなりません。
一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
四 借主が本物件を長期間（1ヶ月以上）不在にする場合の優先・期間・緊急連絡先
五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは賃主が建物所有者および賃借人として建築物管理上通常支払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、賃主はその責を負いません。
2 賃主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、賃主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。
一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
三 第8条に規定する借主の更新料支払義務
四 第9条各号に掲げる借主の費用負担義務
五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
六 第30条第5項に規定する連帯保証人を変更する義務
2 賃主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、賃主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、当該事象により本契約を締結することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
一 第2条に規定する本物件の使用目的の遵守義務に反した場合
二 第13条第4項第6号ないし第13号に定める行為を行った場合
三 借主に賃主の費用を著しく失墜させる行為があったとき
四 借主またはその代理人・借受人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

(契約の解除)

第22条 賃主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、賃主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。
一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
三 第8条に規定する借主の更新料支払義務
四 第9条各号に掲げる借主の費用負担義務
五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
六 第30条第5項に規定する連帯保証人を変更する義務
2 賃主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、賃主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、当該事象により本契約を締結することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
一 第2条に規定する本物件の使用目的の遵守義務に反した場合
二 第13条第4項第6号ないし第13号に定める行為を行った場合
三 借主に賃主の費用を著しく失墜させる行為があったとき
四 借主またはその代理人・借受人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結された契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約、使用規則等の遵守義務に反した場合
六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、借主の破産が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができず、なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第1号ないし第5号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申告をしたことが判明した場合

(一部滅失等による費用等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに歸することのできない事由によるものときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合にに応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の現度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

- 第25条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の費用および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。
- 4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができます。

(貸借期間開始前の解約)

第26条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面により書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収容若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事由が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡しを事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は本契約終了の翌日から明け渡しを完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を擔保金として、貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡しの際において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有物を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の取置した内装造作設備等を除去し、賃室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・造作・設備・機器等の償還または買取、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができず、借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづき貸主の立ち入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができず、この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が更新された場合も同様とします。

2 連帯保証人は本契約書に捺印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を提出するものとします。

3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する限度額を限度とします。

4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元金は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。

- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
- 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
- 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているもの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承認する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

財産状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したとき、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

- 一 財産および収支の状況
- 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
- 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたとき、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを承認します。

貸主債務保証業者の提供する保証)

第32条 頭書(7)に記載する貸主債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

協議)

第33条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第34条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

特約条項)

第35条 第34条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するものとします。

以上

本通知書提出後は解約日の変更はできません。
解約日が確定に決まりましたら下記に必要事項を記入のうえ当社宛にご送付ください。

解約通知書

年 月 日

御中

主
は現在貴借中の下記物件について下記物件をもって賃貸借契約を解約し本物件を明けたくご通知いたします。
当 明渡しに際しては公共料金等を清算し家財一切を撤出し鍵（複製鍵を含む）をすべて返却いたします。
一 不履行の場合は別紙契約書に基づきいかなる処置を取られても異議を申し立て致しません。

物件名	ONLYONE株町 1階店舗・事務所		
解約理由			
解約日	* 解約日無記入の場合解約通知を受けたことになりませんので必ずご記入ください。 年 月 日 までの賃料等のお支払いを致します。		
明渡し日	* 明渡し日は当社担当が立ち会い、鍵の返却を受けます。 * 明渡し確認書に署名・捺印をいただきますので印印をご用意下さい。 年 月 日 □午前 □午後 時 分に部屋を明け致します。		
契約者住所	〒		
契約者名	TEL		
勤務先名	TEL		
入居者名 (法人の時)	自宅TEL		
[現金送金振込先]			
銀行	支店		
口座種別	□普通 □当座 □貯蓄		
名義人	(フリガナ)		
[転居先]			
住所			
TEL			

[Redacted]

本日 最近10日間 最近30日間 今月 前月

絞り込み 全取引

期間指定

[Redacted]

表示件数 100 件ずつ表示

照会期間

[過去の明細を確認するには？](#)

[お名前・口座番号・店番店名・金融機関コード等を印刷するには？](#)

[通帳表紙のコピーが必要だがどうしたらよいか？](#)

照会

2023年5月22日 12時16分現在

[Redacted]

お預り金額合計:

[Redacted]

この口座から振込・振替

Eco通帳(インターネット通帳)
2023年5月22日 12時16分現在

メモを追加・編集

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高	メモ
2023年 4月2日	132,000円		振込IB2 ワイエデュケーション(ド)	460,283円	(2)
2023年 4月2日	44,000円		振込IB1 トクヒドットジエイビー	416,283円	(3)

[Redacted]

2023年 4月19日	150,000円		振込IB2 オクヤマ ソラ	229,166円	(4)
2023年 4月19日	200,000円		振込IB2 カトウ ヒロキ	29,166円	(5)
2023年 4月19日	220円		為替手数料 フリコミ テスウリヨウ	28,946円	

[Redacted]

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理番号	使 途 項 目
3	4/2 ドットジェイピー 議員会員費
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	共通案分率 50% 25%
	それ以外の案分 100% 案分の説明
	案分率

領 収 証

齊藤 真大 様

NO. 50240

¥ 44,000 -

但し 議員会員費として
令和5年4月3日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 3,400-
現 金
小 切 手

特定非営利活動法人ドットジ

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアム



領収証は別途 (4-2 に添付)

本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである

齊藤真大 様

NPO法人ドットジェイピー
〒102-0083
東京都千代田区麹町2-10-2
プレミアムオフィス麹町304
電話: 0120-098-214
FAX: 03-6272-3556



ご請求書

下記の通りご請求申し上げます。

日付 : 2023年02月10日

合計金額 44,000円

請求書番号 : 50240

詳細	数量	単価	金額
議員会員費 (都道府県議会議員)	1	40,000	40,000

振込期日 2023年03月08日

振込先

トクビ) ドットジェイピー
※振り込み手数料は貴方にてご負担くださいますようお願い致します。

小計	40,000円
消費税	4,000円
合計金額	44,000円

備考欄

2023年春期議員インターンシッププログラムにご協力くださりましてありがとうございます。
議員会員費ご請求書を送付致しましたので、ご確認くださいませ。

■会員期間: 2022年10月1日~2023年3月31日

領収書はご入金確認後、発行に2週間程度頂戴しておりますので、あらかじめご了承ください。

今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

齊藤 真大

活動名	ドットジェイピー議員会員費 2022年度後期会費			
活動概要	日時:2023年4月3日 内容:大学生の希望を受けて、議員事務所において日常の議員活動に触れ社会経験を積むことに協力し、未来を担う若者に指導を行う。 期間:2022年10月1日～2023年3月31日			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	議員会員費	22,000	4-3	
	合計	22,000		
備考	※添付書類:領収書、請求書			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。



受け入れをご検討の議員事務所様

To the politician office who is considering acceptance

議員インターンシップについて

ドットジェイピーでは、社会の見聞を深め、参政の重要性を認識し、主体的に生きていくことの出来る人材を輩出することを目的として「議員インターンシッププログラム」を運営しております。「政治」は社会をあらゆる側面から支え、国家の仕組みを定めることであり、企業活動も大きな意味では政治の枠の中にあるといえます。その「政治」を担う主体である「議員」の仕事を経験することは、様々な分野を広く見渡し、包括的にとらえることのできる貴重な機会となると考えています。

弊団体の活動趣旨にご賛同を頂き、若き学生に学びの場をご提供いただける議員事務所様がありましたら、是非インターン生の受け入れをご検討ください。

インターン生を受け入れるメリット



- ・ 学生の存在により事務所が活性化
- ・ 議員活動を公開し、透明性をアピールする効果



- ・ 多様な人との出会いから自己を確立し人生設計の指針が充実
- ・ 就職活動時のアピールポイントにも。

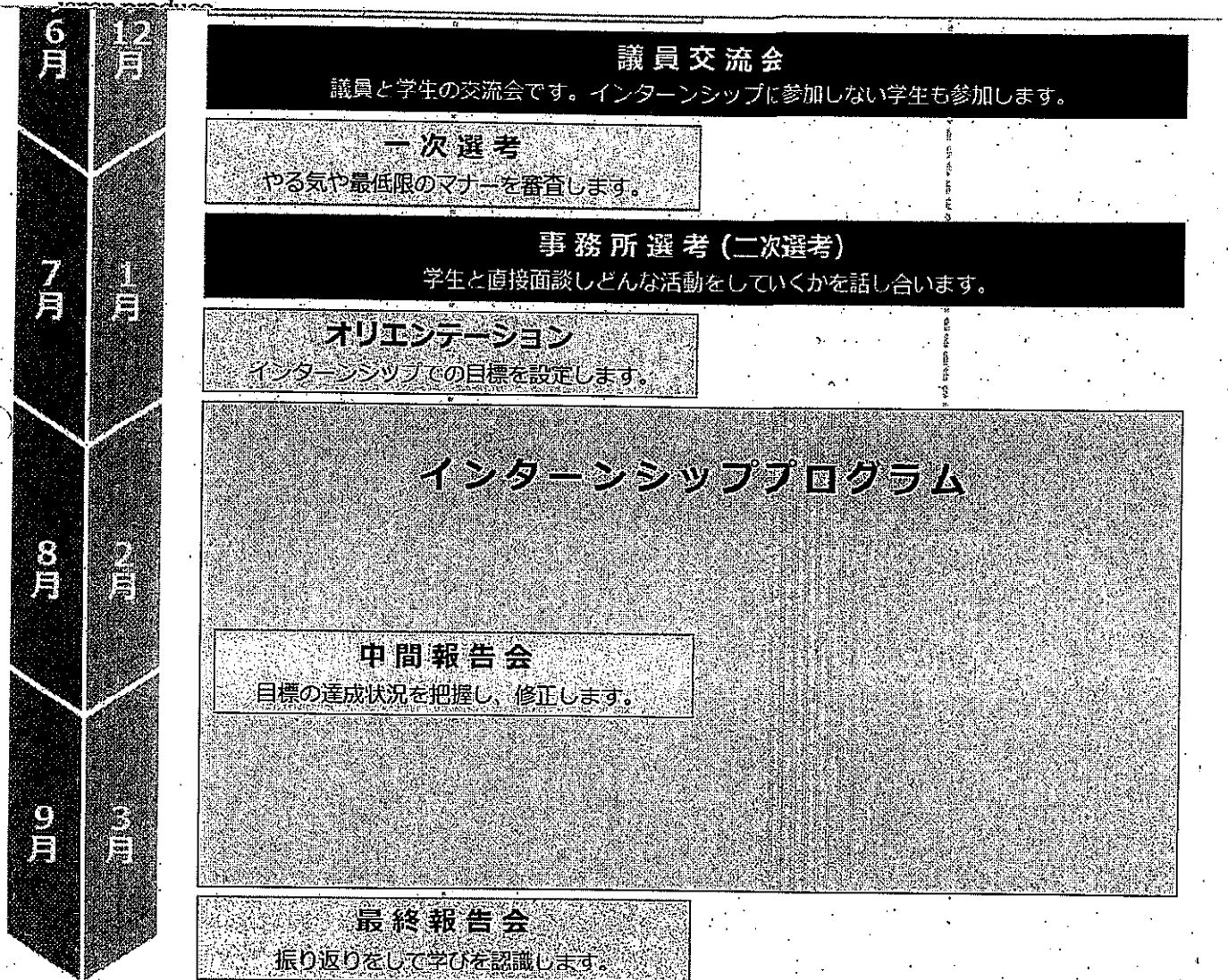


社会的メリット

若者の政治への興味関心を喚起することで、若年層の政治離れの抑止力となり、教育という枠を越えた大きな社会的意義があると考えています。

インターン生の受け入れまでの流れ

jp



インターン生お受け入れにあたって

議員会員について

インターン生を受け入れていただくにあたり、議員の皆様には「会員規約」にご同意をいただいた上で「議員会員」への入会をお願いしております。



1. 衆議院議員・参議院議員	55,000円(税込) / 一期半年間分
2. 都道府県議会議員	44,000円(税込) / 一期半年間分
3. 政令指定都市議会議員	44,000円(税込) / 一期半年間分
4. 市区町村議会議員	33,000円(税込) / 一期半年間分
5. 都道府県知事・市区町村長	55,000円(税込) / 一期半年間分

会員期間

- 春期インターンシップ： 10月 1日 ~ 3月 31日 (プログラム期間： 2月 1日 ~ 3月 31日)
- 夏期インターンシップ： 4月 1日 ~ 9月 30日 (プログラム期間： 8月 1日 ~ 9月 30日)

お支払い時期と方法

議員インターンシッププログラム開始後、本部事務局よりご請求書を送付させていただきます。
記載された指定口座へ期限内にお振込をお願いします。

- 春期インターンシップ： 発送 2月上旬 / 振込期限： 2月 最終日
- 夏期インターンシップ： 発送 8月上旬 / 振込期限： 8月 最終日

インターンシップ修了制度について

プログラム修了条件

下記の修了条件を満たしたインターンシップ参加者には、弊団体より議員インターンシッププログラム修了者と認定し修了証書を授与しています。



遵守

- ・インターンシッププログラム期間中に実務研修100時間以上320時間以内の参加
 - ※ 100時間は、2ヶ月間の活動期間中13日(1日8時間の場合)、週平均2日程度の活動に相当します。
- ・受入議員事務所からの活動評価 受入議員事務所に、インターン生の皆様の活動を評価していただきます。
- ・最終報告書の提出状況・記載内容

プログラム期間中の保険加入について

普通傷害保険

インターンシップ活動中に、インターン生が怪我をした場合や、受入事務所の備品等を破損し当該事務所から賠償の請求を受けた場合に備え、普通傷害保険に加入しています。インターン生本人が事故によりケガをし、通院・入院をしなくてはならなくなった場合や、活動中の事故により他人にケガをさせたり、他人の物を破損してしまい、賠償責任を負った場合におきましてこちらの保険が適用されます。

保険内容: 普通傷害保険

保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

保険期間:

春期インターンシップ: 2月1日～3月31日

夏期インターンシップ: 8月1日～9月30日

保険金額: 入院保険金額(日額) 1,500円 支払い限度日数 180日

通院保険金額(日額) 1,000円 支払い限度日数 30日

賠償責任保険金額 1億円(限度額)

注意事項

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目						
4	4/19 政務活動補助職員人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1070 389 1278 488">共通案分率</td><td data-bbox="1278 389 1399 488">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1070 488 1399 2098" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1070 488 1399 528">それ以外の案分</td></tr><tr><td data-bbox="1070 528 1399 2098">案分の説明</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	案分率	それ以外の案分	案分の説明
共通案分率	50% 25%						
案分率	それ以外の案分						
	案分の説明						
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである</p>							

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
3月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	土							
5	日							
6	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	土							
12	日							
13	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	水							
16	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	土							
19	日							
20	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	土							
26	日							
27	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
30	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
31	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A) 176:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 齊藤 真大 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 0分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 150000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B) + (C) + (D) = 150000 円(E)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(E) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 150000 円(F)

金 150000円(F)

左記金額を確かに領収致しました。
令和5年 4月 19日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [150,000 円] × 案分率 [50%] = 75000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G) + (H) = 75000 円

(添付様式8)

※この様式は参考として示すものであり、この様式によることを必要とするものではありません。

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日	
氏 名	■■■■■		■■■■■
現 住 所	■■■■■	Tel	■■■■■
下記の条件で契約します			
雇用期間	期間の定め： なし ・ あり (令和5年 3月 1日～ 令和5年 3月 31 日) 【期間の定めがある場合】契約の更新の有無 <input type="checkbox"/> 自動的に更新する <input type="checkbox"/> 更新する場合があります <input checked="" type="checkbox"/> 更新はしない 【契約の更新は次により判断する】 <input type="checkbox"/> 勤務成績、態度 <input type="checkbox"/> 能力 <input type="checkbox"/> 経営の状況 <input type="checkbox"/> 従事している業務の進捗状況 <input type="checkbox"/> 契約期間満了時の業務量 <input type="checkbox"/> その他 ()		
雇用形態	正規職員 ・ パートタイム ・ その他		
就業場所	川西市 栄町 1丁目 15番 101号		
仕事内容	政務活動補助		
就業時間 (休憩時間)	1 始業 (午前・午後 9時 00分) 終業 (午前・午後 18時 00分) 2 休憩時間 (12時 00分から 13時 00分) 3 所定時間外労働： なし ・ あり		
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇、その他 ()		
休 暇	1 年次有給休暇： 日 時間単位年休： なし ・ あり 2 代替休暇： なし ・ あり 3 その他の休暇： 有給 () 無給 ()		
賃 金	1 基本賃金 ① 月 給 (150,000 円)、② 日 給 (円) ③ 時間給 (円)、④ その他 (円) 2 諸手当： なし ・ あり ① (手当 円)、② (手当 円) 3 割増賃金率 ① 時間外： () % ② 休日： () % ③ 深夜： () % 4 賃金締切日：毎月 日 5 賃金支払日：毎月 日 6 賃金支払方法： () 7 昇給： なし ・ あり (時期等) 8 賞与： なし ・ あり (時期・金額等) 9 退職金： なし ・ あり (時期・金額等)		
退職に 関する事項	1 定年制： なし ・ あり (歳) 2 継続雇用制度： なし ・ あり (歳まで) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 ()		
そ の 他	1 社会保険の加入状況： <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他 () 2 雇用保険の適用： なし ・ あり 3 雇用管理改善等の相談窓口： () 4 その他： ()		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和 5年2 月 25 日			
雇用者 兵庫県議会議員 齊藤真大 ■■■■			
被雇用者 ■■■■ (印) ■■■■			

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目							
5	4/19 政務活動補助職員人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1125 392 1284 436">共通案分率</td><td data-bbox="1292 392 1380 436">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1125 436 1284 481"></td><td data-bbox="1292 436 1380 481">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1125 481 1284 2094">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1292 481 1380 2094"></td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 680px; top: 300px;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 案分の説明	
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分 案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-2に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである</p>								

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
3月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	土							
5	日							
6	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	水							
9	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	土							
12	日							
13	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	水							
16	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	金	9:00	16:40	1:00	6:40			
18	土							
19	日							
20	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	金	9:00	17:36	1:00	8:00			
25	土							
26	日							
27	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
30	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
31	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A) 166.666h			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 齊藤 真大 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [166時間 40分] × 単価[1200 円] = 200000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 200000 円(E)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(E) - [円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(F)

金 200000円(F)

左記金額を確かに領収致しました。
令和5年 4月 19日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E)[200,000 円] × 案分率[50%] = 100,000 円(G)



○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 100,000 円

(添付様式 8)

※この様式は参考として示すものであり、この様式によることを必要とするものではありません。

雇用契約書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		Tel
下記の条件で契約します		
雇用期間	期間の定め： <u>なし</u> ・あり（年 月 日～年 月 日） 【期間の定めがある場合】契約の更新の有無 <input type="checkbox"/> 自動的に更新する <input type="checkbox"/> 更新する場合があります <input type="checkbox"/> 更新はしない 【契約の更新は次により判断する】 <input type="checkbox"/> 勤務成績、態度 <input type="checkbox"/> 能力 <input type="checkbox"/> 経営の状況 <input type="checkbox"/> 従事している業務の進捗状況 <input type="checkbox"/> 契約期間満了時の業務量 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
雇用形態	正規職員 ・ パートタイム ・ <u>その他</u>	
就業場所	川西市 栄町 1丁目 15番 号	
仕事内容	政務活動補助・ポスティング	
就業時間 (休憩時間)	1 始業： <u>午前</u> 午後 9時 30分 終業（午前・ <u>午後</u> 17時 00分） 2 休憩時間（時 分から 時 分） 3 所定時間外労働： <u>なし</u> ・ <u>あり</u>	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇、 <u>その他</u> （ ）	
休 暇	1 年次有給休暇： 日 時間単位年休： <u>なし</u> ・あり 2 代替休暇： <u>なし</u> ・あり 3 その他の休暇：有給（ ） 無給（ ）	
賃 金	1 基本賃金 ① 月 給（ ）円、② 日 給（ ）円 ③ 時間給（ 1200 円）、④ その他（ ）円 2 諸手当： <u>なし</u> ・あり ①（ ） 手当（ ）円、②（ ） 手当（ ）円 3 割増賃金率 ① 時間外：（ ）% ② 休日：（ ）% ③ 深夜：（ ）% 4 賃金締切日：毎月 末日 5 賃金支払日：毎月 15日 6 賃金支払方法：（ 手渡し ） 7 昇給： <u>なし</u> ・あり（時期等） 8 賞与： <u>なし</u> ・あり（時期・金額等） 9 退職金： <u>なし</u> ・あり（時期・金額等）	
退職に 関する事項	1 定年制： <u>なし</u> ・あり（ 歳） 2 継続雇用制度： <u>なし</u> ・あり（ 歳まで） 3 自己都合退職の手続（退職する 15日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手続（ ）	
そ の 他	1 社会保険の加入状況： <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） 2 雇用保険の適用： <u>なし</u> ・あり 3 雇用管理改善等の相談窓口：（ ） 4 その他：（ ）	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和 5年 3月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 兵庫県議会議員 齊藤 真大 </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費	研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
6	4/6 自動車リース代 24,310円ーバックモニター・ドライブレコーダー1,650円=22,660円	共通案分率 50%
		<input type="text" value="25%"/>
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (-) に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである		

自動車リース契約書

(マイカーリース)

貸渡人 (乙)

東京都港区芝三丁目2番8号
オリックス自動車株式会社 御中



契約番号 :

契約締結日: 2019年10月4日

お客様 (控)

上記の者は、下記および契約条項のとおり契約します。
甲および連帯保証人は、この契約の成立を証するため
本書1通を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差し入れます。

捺印

捺印

① 自動車		② リース期間		
車種名 :	平成26年式 トヨタ ガイツ F	期間:	48 カ月	
型式 :	DBA-KSP130			
特別仕様・架装品 :	車体色/ グレー 架装品/ ドライブレコーダー, バックカメラ			
			基本リース	
③ リース料				
	1回当たりリース料	消費税額、地方消費税額 (税率) 10 %	合計	支払回数
① 別枠リース料	0 円	0 円	0 円	
② 各月リース料	22,100 円	2,210 円	24,310 円	④ 48回
③ ボーナス月加算額	0 円	0 円	0 円	⑤
総額 (①+②×④+③×⑤)	1,060,800 円	106,080 円	1,166,880 円	
④ 残存価額の精算				
<input checked="" type="checkbox"/> 有り 残存価額 (円) <input type="checkbox"/> 無し				
⑤ 支払条件				
別枠リース料	別途、乙の指定する支払期日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとします。			
第1回	リース開始日 (乙が承認した場合、第2回リース料と同時)			
第2回目以降	リース開始月の翌月から毎月 10日 クレジットカードによるお支払いの場合は、カードの発行会社によりお支払日は異なります。			
ボーナス月	月 月			
支払方法	クレジットカード			
⑥ リース料に含まれる費用 (⑦は含まれません)				
<input type="checkbox"/> 車両代 (特別仕様・架装品等含む)	<input type="checkbox"/> 登録諸掛費用	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税		
<input type="checkbox"/> 自動車税 (全期間)	<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間)	<input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)		
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料				

3. 特約事項

- この契約の再リースに関する条項にかかわらず、リース期間満了後の契約更新(再リース)は行わないものとします。
- リース期間が満了し、かつ、甲がこの契約に定める甲の義務を完全に履行したとき、甲は、自動車を実状有姿にて無償で譲り受けることができるものとします。
この無償譲渡を希望する場合、甲はリース期間満了日の1カ月前までに、乙に対してその旨を通知するものとします。
- 前項の無償譲渡の場合、甲は、自動車リサイクル料およびリース期間満了日の属する年度の自動車税額のうち、リース期間満了日から対象年度の最終日までの期間に係る金額を、リース期間満了日より14日以内に乙の指定する銀行預金口座に振込む方法により支払うものとします。また、甲は、甲の負担で自動車の所有権移転登録手続きを行うものとします。
なお甲は、この登録手続きにつき乙指定の行政書士への委託に係る取次を乙に依頼することができるものとし、その委託内容が甲への所有権移転のみであり、かつ使用の本拠の位置等の変更を伴わないものである限り、乙は、行政書士への委託報酬を負担します。

情報に関する条項

個人のお客さま(以下お客さまという)につきましては、この申込またはこの契約(以下この契約という)に関し、以下の条項が適用されます。

第1条(個人情報の利用目的)

オリックス自動車株式会社(以下弊社という)は、お客さまの個人情報すべてを以下の利用目的で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、お客さまはこれに同意します。

【利用目的】

- ① 自動車等のリース・クレジット・レンタル・割賦売買、自動車保険・その他保険商品の販売、自動車等の販売、買取、整備、カーシェアリングなどの自動車等に関連する弊社の事業(事業内容は当社ウェブサイト(<https://www.orix.co.jp/autor/>)をご確認ください。)につき、お客さまからの申込、お客さまへの弊社からの提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
- ② 自動車等のリース・クレジット・割賦売買などの取引(信用供与取引)の場合の審査を行うため、ならびにお客さまの本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ お客さまとの契約につき、弊社においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ 弊社およびオリックスグループ各社(オリックス株式会社ならびに法令等に基づくオリックス株式会社の連結決算および持分法適用の対象会社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- ⑤ お客さまによりよい商品、サービスを提供するため、さらなるお客さまの満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑥ 弊社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑦ オリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との共同利用のため。

※共同利用については弊社のホームページ(<https://www.orix.co.jp/autor/privacy.htm>)記載のプライバシーポリシーに従います。なお、共同利用におけるオリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との利用目的は以下のとおりです。

【共同利用者(オリックスグループ各社)の利用目的】

- ① 弊社およびオリックスグループ各社における債権、資産の状況、リスクの各種等経営上必要な各種の管理を行うため。
 - ② お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
 - ③ オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービス(詳細は「事業・サービス紹介」(<https://www.orix.co.jp/gmp/business/>)をご確認ください)の紹介・提案のため。
- 【共同利用者(弊社のレンタカー事業および中古車販売事業のフランチャイジー各社)の利用目的】
- (1) フランチャイジー各社の店舗におけるお客さまからの申し込み、お客さまへのフランチャイジー各社からの提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
 - (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
 - ④ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下加盟機関という)に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため(個人情報を加盟機関に提供すること等についてお客さまから同意を得た場合に限る)。

第2条(保証人等、債権譲渡先等への個人情報の提供)

この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報をこの契約にかかる取引の保証人、担保差入人、債務引受人にその取引関係に必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

2. 弊社がこの契約にかかる取引上の権利を第三者に譲渡、質入等する(その検討、準備を含む)に際し、弊社が保有するお客さまの個人情報をその相手方等にその取引関係に必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。
3. この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報を、この契約の目的となる自動車等の物件の売主と、その取引関係に必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

第3条(信用情報機関への登録・利用)

加盟機関および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下提携機関という)に照会し、お客さま、配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客さまの支払能力・返済能力の調査のために、弊社が当該個人情報を利用することにお客さまは同意します。

2. この契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、本条第3項に定める期間中、加盟機関に登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、お客さまの支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることにお客さまは同意します。

3. 加盟機関、登録情報、登録期間は、以下のとおりです。

加盟機関:株式会社シー・アイシー(CIC)
〒160-8375 東京都新宿区百番街1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問い合わせ先:0570-666-114
ホームページアドレス:<https://www.cic.co.jp/>

登録情報:氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその残高/回金/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

- 登録期間:①この契約にかかる申込をした事実:弊社が加盟機関に照会した日から6か月間
②この契約にかかる客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払を滞らせた事実:契約期間中および契約終了後5年以内

4. 提携機関は、以下のとおりです。

- ① 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号:03-3214-5020
ホームページアドレス:<https://www.nenkinryo.or.jp/pclc/>
- ② 株式会社日本信用情報機構(JICC)
〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
電話番号:0570-085-955
ホームページアドレス:<https://www.jicc.co.jp/>

5. 提携機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細については、各提携機関のホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

お客さまは、弊社に対して、弊社が保有する自己に関する個人情報(以下保有個人データという)を開示すること、または弊社が保有しているお客さまの保有個人データの内容が不正または誤りがある場合に、当該保有個人データの訂正または削除をすることを請求することができます。

2. 前項によりお客さまから保有個人データの開示、または訂正もしくは削除を請求された場合、弊社は法令に従って開示、訂正、削除を行います。
3. お客さまは、加盟機関に対して、第1項と同様に加盟機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除を請求することができます。

第5条(問合せ窓口)

前条によるお客さまからの保有個人データの開示、訂正、削除のお問い合わせについては、以下の窓口で承ります。

オリックス自動車株式会社
法務・コンプライアンス室
受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日および年末年始を除く)
電話:03-6436-6015

第6条(本同意条項に不同意の場合)

お客さまが、各条項の内容を承認せず、この契約の審査、契約管理等に支障が生じる場合、弊社はこの契約の締結をお断りすることがあります。

第7条(この契約が不成立の場合)

この契約が不成立となった場合でも、この契約に関する事実は、この契約の不成立の理由の如何を問わず、利用目的に従って利用されます。

以上

39,820

個人向け中古車リース
ファイナンスリースプラン
48カ月リース (月々均等48回払)

このプランで申し込む

ジャー・通勤など

法人のお客さま 商用・業務用

F

個車販売商品

法人向けまたは個人向け

個人向け中古車リース

リースプラン

ファイナンスリースプラン

リース期間


48カ月リース (月々均等48回払)


ボディカラー


ボディカラーを選んでください

オプション

オプションを選んでください

- ドライブレコーダー**


48カ月リースの場合：月額+380円 (税込)
 セルスター製「CSD-S70FH」
 詳細は下記メーカーHPにてご確認ください。
 ※在庫切れ、生産終了の場合は同商品にて対応させていただく場合がございます。ご了承ください。
 メーカーHPへ
- バックカメラ**


48カ月リースの場合：月額+770円 (税込)
 カーナビが付いている車両または、カーナビオプションとセットでお申しいただけます。カーナビが付いていない車両へのバックカメラの追加は出来ません。また、カーナビが付いている車両でも、機種によっては取付出来ない場合がございます。
- JAF**


48カ月リースの場合：月額+220円 (税込)
 オリックス自動車名義で契約するため、リース契約車両をどなたが運転していてもロードサービスをご利用いただけます。
 詳細はコチラ

このプランで申し込む



ご利用代金請求明細書

齊藤 真大 様

2023/05/22

楽天カード株式会社

本社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号
電話番号 / 03-6740-6740 (代表)

2023年05月ご請求金額

[Redacted]

ご利用カード

楽天プレミアムカード (JCB)

お支払い日	返済方法	引き落とし口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2023/05/29	口座振替	[Redacted]	2023/05/22	2,061ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位:円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2023/04/17	ADOBE PS CREATIVE CL利用国IRL	本人*	1回払い	2,728	(9) 0	2,728	2,728	0
	現地利用額			2,728.000変				
2023/04/15	ADOBE IL CREATIVE CL利用国IRL	本人*	1回払い	2,728	(8) 0	2,728	2,728	0
	現地利用額			2,728.000変				
2023/04/14	新聞購読料	本人*	1回払い	4,465	(7) 0	4,465	4,465	0

※お支払い金額確定前の明細になります。

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高	
2023/04/06	オリックス自動車	本入*	1回払い	24,310	6	0	24,310	24,310	0

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
7	4/14 新聞購読料 (神戸新聞)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-6 に添付)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである		

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目											
8	4/15 ADOBE IL CREATIVE CL利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1117 392 1284 436">共通案分率</td><td data-bbox="1284 392 1380 436">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1117 436 1284 481"></td><td data-bbox="1284 436 1380 481">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1117 481 1284 526">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 481 1380 526">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1117 526 1380 571">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1117 571 1380 1030">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率												
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-6 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである</p>												



Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Riverwalk
Citywest Business Park
Dublin 24
Ireland
登録国外事業者番号: 00002

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨

円

領収書送付先



齊藤 真大 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2023年4月14日 to 2023年5月13日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65183565	Illustrator	1	点	2,480	2,480	10.00%	248	2,728

領収書の合計

小計(円) 2,480
消費税 248
JCT

合計金額(円) 2,728

備考欄:

上記登録国外事業者が消費税を納める義務を負います
<http://www.adobe.com/support/service/Consumption Tax>

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	4/17 ADOBE PS CREATIVE CL利用料	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-6 に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである		



Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Riverwalk
Citywest Business Park
Dublin 24
Ireland
登録国外事業者番号: 00002

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨

領収書送付先



齊藤 真大 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2023年4月16日 to 2023年5月15日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65183593	Photoshop	1	点	2,480	2,480	10.00%	248	2,728

領収書の合計

小計(円) 2,480
消費税 JCT 248

合計金額(円) 2,728

備考欄:

上記登録国外事業者が消費税を納める義務を負います
<http://www.adobe.com/support/service/Consumption Tax>

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
10	4/7 携帯利用料金	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
	8,165	案分率
	△ 550 (d7=xストア)	
	△ 440 (d7マガジン)	
	7,175	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (-) に添付)	
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである	

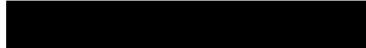


齊藤 真大

様

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等



年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	8,165円	2023年 4月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	8,165円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 5月22日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 2,700	2,700	ahamo	合 算
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は 24.1G	合 算
◇通話料・通信料 (計) 2,821	21	5G・SMS通信料	合 算
	1,000	かけ放題オプション定額料 (1000円)	合 算
	1,800	大盛りオプション	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,902	1,000	ケータイ補償サービス (1,000円コース)	合 算
	—500		合 算
	—400		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
		1番号あたり2円のご請求となります	
◇消費税等相当額 (計) 742	742	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 8,165 ¥7,195	8,165	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	16年11か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	70です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,423円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

2023年5月10日のご利用代金明細表

2023年4月25日 発行

お名前	齊藤 真大 様
お支払い日	2023年5月10日 (水)
お支払い合計額	8,165円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	[REDACTED]

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
齊藤 真大 様	ご利用分	[REDACTED]								
23/03/31	ドコモご利用料金 / iD 4月分	8,165	1	1	8,165					
<お支払い金額総合計>					8,165					

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
 dカードセンター 0120-300-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
 ※ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
 ホームページ <https://d-card.jp/>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 齊藤 真大)

整理番号	使 途 項 目											
11	<p>4/20 ガソリン代</p> <div data-bbox="651 600 826 696"></div> <p>納品書(領収書) 2023年04月20日 13:15</p> <p>売上 [Redacted] 様</p> <p>提携カード 車両番号 実車番 0011-00 レギュラーガソリン P-04 32.99L *</p> <table><tr><td>166円</td><td>¥5,476</td></tr><tr><td>(内ガソリン税53.80円)</td><td>¥1,775)</td></tr><tr><td>合計</td><td>¥5,476</td></tr><tr><td>(消費税10%対象)</td><td>¥5,476</td></tr><tr><td>(内消費税等)</td><td>¥498)</td></tr></table> <p>[Redacted]</p> <p>現金でお支払いの場合は、 領収書にかえさせて頂きます。 消費税額表示のない場合は消費税を 請求額にてご請求いたします。 消費税には、地方消費税が含まれています。</p> <p>山文商事株式会社 セルフ川西能勢口SS 兵庫県 川西市火打2-1-3 TEL:0727-55-6111 SS-610493 レシートNo 2078-02 デビットNo3106-3109 外通番17-44700 003 [Redacted] 2023/04/20</p>	166円	¥5,476	(内ガソリン税53.80円)	¥1,775)	合計	¥5,476	(消費税10%対象)	¥5,476	(内消費税等)	¥498)	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p>
166円	¥5,476											
(内ガソリン税53.80円)	¥1,775)											
合計	¥5,476											
(消費税10%対象)	¥5,476											
(内消費税等)	¥498)											
<p><input type="checkbox"/> 領収証は別途 (一 に添付)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 齊藤真大 宛のものである</p>												

(添付様式5)

【維新の会】
【齊藤 真大】

備品台帳

備品番号	年度	会計帳簿番号	摘要 【上段】品目(品名又は型番) 【下段】使用目的等を記載	取得		処分		10万円以上の備品について			
				年月日	税込価格	年月日	処分理由	耐用年数経過日	充当上限額	購入任期充当額	翌任期充当額
1	R1	1-12	ノートPC(macbookPro) 議員本人使用	R2.1.31	131,230 円			R6.1.30	65,615 円	65,615 円	

※年度の最初の支出報告書に、使用中の備品を全て記載し添付してください(年度中に処分された備品についても記載すること)
※備品は購入単価(税込)が1件3万円以上の物品とします。
※購入単価が10万円以上の備品は充当できません(ただし、パソコンは上限15万円)。
※購入総額は、1年度に上限30万円です。購入総額30万円を超える備品購入に政務活動費は充当できません。
※保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態としてください。
※10万円以上のスマートフォン等については、上限額及び購入価格を二段書きで記載してください
※耐用年数経過日には、購入日から起算し、耐用年数が満了する日を記載してください(パソコンの場合、耐用年数は4年)
※今任期充当額には、耐用年数による案分を行った今任期中に充当される金額を記載してください。
※翌任期充当額には、今任期充当額を差し引いた残額を記載してください。